

市議会議員 鮎川由美 議会報告書 No.20 2020

(令和元年第4回定例会)

<http://www.ayukawa-yumi.info/index.html>



発行

習志野市秋津
2-3-3-104
あゆかわ由美
後援会



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は秋津地域の皆さんを始め多くの市民の皆さんより、貴重なご意見・ご要望を頂くと共に温かいご指導・ご支援を賜り誠に有難うございました。

顧みますと選挙に始まり、新元号「令和」がスタート、後半は台風・豪雨災害で甚大な被害が発生しました。復旧はまだですが、被害を受けた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

年頭に当たり本市の状況を見てみると、人口は増加傾向にあります。統計を見ると令和7年度をピークにその後減少傾向にと推計されています。

そこで、「安心・安全なまち・魅力ある暮らしのできる習志野」の為に、施策の方向性を見出し実行して行かねばなりません。今後行政から出される「習志野市後期基本計画」や「公共施設再生計画」「福祉計画」等をしっかりと見極めて行きたいと思っておりますので、力強いご支援・ご鞭撻の程お願いします。



防災グッズ紹介・秋津小の避難所開設準備活動

「きらっこ」こどもまつり・献血活動

少年野球・少年サッカー奉仕活動

さて、秋津幼稚園跡地活用の方向性も「放課後児童会・放課後子ども教室（一体型）」に定まりつつあります。更に、今後展開される学校施設の再生に於いて重要なことは、「適正規模・適正配置」を早めに決定することだと思います。教育委員会は、来年中に定める予定と答えています。

私が心配していることは、少子高齢化の進む地区の在り方です。参考までに文部科学省が示す、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を紹介します。

“参考資料”

(学校教育法施行規則 第41条)「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」・・・学校規模の適正化を図るための手段としては、主として学校同士の統合が考えられますが、それ以外にも、通学区の見直しにより大規模校の児童生徒数を減らし、小規模校の児童生徒数を増やすこと、過大規模校を複数の学校に分離すること、学校選択制を部分的に導入すること(いわゆる小規模特認校制度)により市内のどこからでもあらかじめ指定する小規模校への通学を可能とすることなども考えられます。

(望ましい学級数の考え方)

○小学校・・・複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要。

○中学校・・・全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。

※学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなるメリットもあります。



一般質問より

●津田沼高校西側の道路拡幅の進捗状況・・・私の重点施策。

回答：平成31年3月26日に千葉県と本市の間で、協議が整い「道路拡幅用地に関する県有財産売買契約」を締結し、拡幅用地を取得。

今年度は、道路拡幅工事に伴い支障となる防球ネット、防砂ネットや外構のフェンスなどを移設できるよう千葉県と協議を進めている。また、道路整備のための実施設計を進めており、この用地を取得した2メートル部分と現在の道路幅7メートルを活用した9メートルの道路計画を進めている。

●公共施設再生計画2期計画以降について見直しを行った内容。

回答：市内の各地区において、様々な開発の動きがあり、その結果によっては人口動態に大きな変動も予測されることから、現時点では具体的な複合化案については計上しない。しかし、6年後の第3期計画期間の開始に伴う見直し時点において、具体的な将来のまちづくりの方向が展望できた場合には、複合化等の事業計画の見直しを実施する。本市の公共施設は老朽化が進んでいるので、安全性を確保、改築ではなく長寿命化改修を導入し、施設の延命化を図っていく。

●一連の台風対応の総括的分析と今後の課題の検証について。

回答：台風15号では、暴風雨の激しい中で、職員を参集、住民に避難を促すことは問題であり、もう少し早く住民の方に避難を促す体制が課題となった。台風19号においては、市長を核心とした先行的かつ組織的な市の対応がとれた反面、1千名を超える住民の方が実際に避難されて対応にあたるなど、訓練や机上の検討では、得られない多くの課題が得られた。台風21号に伴う大雨では、急激な気象の変化に対応して、市の体制や避難勧告等の発表は、順序良く円滑にできましたが、関係者が情報発出に追われ、その他の災害対応ができない状態となってしまったことが課題。



●地域共生社会の実現に向けた進捗状況。

質問：近年、介護者が高齢化した「老々介護」・ひきこもりが長期化し、親が高齢化したいわゆる「8050問題」・介護と育児に同時に直面するいわゆる「ダブルケア」など、世帯の中で複数の生活課題を持つケースが表面化している。

これらをどうしていくのか。また、事業実施にあたって国からの補助等の財政的支援があるのか。

回答：第2期地域福祉計画において、地域共生社会の実現に資するために本市の実情に応じた包括的な支援体制の整備を位置付ける。そして、事業の実施にあたっては、包括的支援体制構築事業として、最大事業限度額は1千500万円で、その4分の3が補助される。

皆様からのご意見・ご要望は、FAX 047-452-0781 まで、お願い致します。